

更新時講習に使用する教本（令和7年度用）の審査申込要領

- 1 審査する交通関係講習の教本
道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（更新時講習）に使用するもの
- 2 審査内容
「更新時講習用教本の内容」が教本に盛り込まれていること及び教本の規格等を満たしていることについて確認します。
(注) 教本の監修を行うものではありません。
- 3 提出資料
 - (1) 審査申請書
「更新時講習用教本に係る審査申請書」を作成し、提出してください。
 - (2) 資料
 - 令和7年度に発行する教本が既に作製されている場合
令和7年度に発行予定の教本 2部
 - 令和7年度に発行を予定する教本が作製中である場合
現在発行中の教本、予定する新旧教本の加除事項・変更事項等一覧表、その他参考となる資料 各2部
- 4 受付期間及び資料提出期間
令和6年12月20日（金）から令和7年2月28日（金）（必着）まで
- 5 資料提出及び問合せ部署
岡山県警察本部交通部運転免許課高齢者講習係
所在地 岡山県岡山市北区御津中山444-3
電話番号 086-724-2200
- 6 提出方法
直接持参するか、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは、同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付してください。（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明できるものとしてください。）
※ 審査以外の入札条件については、入札公告での公表となります。
- 7 参考
令和6年12月1日現在、更新時講習に使用している教本名は次のとおりです。

教本名	発行者
わかる身につく交通教本	(一財) 全日本交通安全協会
- 8 更新時講習用教本の内容

1 最近における道路交通法令の改正の概要 最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。
2 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項 先進安全自動車（ASV）、自動運転車、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）、電気自動車・ハイブリッド自動車、横滑り

防止装置等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

3 交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ」（平成24年10月エコドライブ普及連絡会策定）の内容を中心に解説すること。

4 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

5 年齢に応じた運転特性

(1) 高齢運転者の一般的特性

高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配慮すべき点も含めて解説すること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(2) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(3) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(4) 若年運転者の一般的特性

若年運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説すること。その際、若年運転者が安全運転する上での留意点についても言及すること。

6 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

7 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一次救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

8 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度（初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習）について、図表等を用いて解説すること。

9 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全

運転意識の向上に資するような内容の被害者又は被害者遺族の手記を掲載すること。

10 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号）（第2章及び第3章を除く。）の内容を、必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

11 その他

(1) 運転状況メモ欄

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄を設けること。

(2) 「安全運転5則」

以下の「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

(3) 「自転車安全利用五則」

良好な自転車交通秩序の実現のほか、ヘルメットの着用促進を図るため、最新の「自転車安全利用五則」を記載すること。

9 規格等

1 規格：A5版以上B5版まで（小冊子）

2 印刷：カラー4色刷り以上

3 構成：表紙・目次・本文・奥付

4 紙質：表紙、本文ともにコート紙、マットコート紙、上質紙及びアート紙など、冊子の表紙・本文として適した用紙であること。（再生紙を含む。）

① 表紙：メートル坪量 100 g/m² 以上のもの

② 本文：メートル坪量 50 g/m² 以上で裏写りしないもの

5 体裁：無線綴じ

6 頁数：おおむね90頁から150頁

7 冊数：1冊（分冊は不可）

8 その他

(1) 用字用語は、日本語として道路交通法等の関係規定の法律用語、常用漢字、共通語及び現代仮名遣いとする。

(2) 表紙には、新旧の区別が容易にできるよう改訂時期を記載すること。

(3) 受講者が持ち帰って、自動車又は自宅で保管し、必要なときに確認できるよう、分かりやすい、使い勝手の良いものであること。